

地震災害での負傷者の約3～5割が、家具などの転倒によるものです。
もしものとき、家具を凶器にさせないために。

家具転倒等防止 対策支援事業

地震による家具などの転倒を防ぐための
家具の固定を、基本無料※1で行えます。

■ 固定家具等の上限数

1世帯あたり3つまで

■ 費用の負担（※1）

費用の負担は基本的にありません。

ただし、取り付け金具などの費用が1,500円を
超過した場合の超過分は個人負担となります。

■ 申請できる方

町の住民基本台帳に登録があり、次のい
ずれかに該当する方が申請できます。

- ① 65歳以上の者だけで構成されている世帯
- ② 介護保険法に基づく要介護認定において要介護3以上の判定を受けている人が属する世帯
- ③ 身体障害者のうち障害者手帳を有する者で、障害の程度が1級または2級の人が属する世帯
- ④ 知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度がA判定の人が属する世帯
- ⑤ 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人が属する世帯
- ⑥ 特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児が属する世帯
- ⑦ 上記7項目に準じる状態にある者で町長または自治会等が必要と認める人が属する世帯

■ 手続きの流れ

利用したい方は、役場（吉備庁舎総務課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局総務政策室）に申請してください。申請の際は、「要援護区分が分かるものの写し（手帳など）」と印鑑をお持ちください。申請後、シルバー人材センターからご家庭へ、家具固定を行い伺います。

